

平成28年度 補正予算

総額 89億6,043万8千円になりました。

今回の補正は事業完了に伴う減額補正が主なものです。
質疑・討論なく、すべて全員賛成で可決されました。

3月定例会 補正予算一覧

(△は減額)

会計名		今回の補正額	総額
一般会計(第6号)		32億5,096万6千円	89億6,043万8千円
国民健康保険(第4号)		2,415万8千円	6億4,600万円
農業集落排水処理施設(第4号)		△3,724万4千円	3億9,798万円
土地取得(第3号)		△95万9千円	1,723万2千円
介護保険(第4号)	保険事業勘定	△926万6千円	4億4,521万8千円
	サービス事業勘定	21万円	199万9千円
後期高齢者(第2号)		△18万5千円	6,382万9千円
宅地造成事業(第3号)		△2,421万4千円	2億9,509万4千円

条例制定・改正

職員の降給に関する
条例を制定

平成26年の地方公務員法の改正で人事評価制度が義務付けられ、当該評価に基づき人事管理を行うこととなりました。

そのため、降給・降格の事由及び手続を定めました。

平成29年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

マイナンバーいよいよ
独自利用も可能に

番号法の一部改正に伴い、特定個人情報

は地方自治体が条例で定める独自利用についても情報提供

ネットワークシステムを用いた情報連携を行う

ことが可能となるため、「情報提供等記録」の定義

を改正しました。

(全員賛成で可決)

介護休業が
とりやすくなります

法改正により、村職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、介護休業取得可能期間を3つの期間に分割して取得できること、介護休業とは別に連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとなりました。

平成29年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

非常勤職員の育児休業が
とりにやすくなります

法改正により、非常勤職員が育児休業を取得するための要件等について改正されました。

非常勤職員が養育する子が1歳6カ月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないことという要件になりました。

平成29年4月1日から
施行。

(全員賛成で可決)

嘱託療育指導員の
報酬を決定

療育支援体制の充実を図るため嘱託の療育指導員を雇用するにあたり、報酬を決定しました。

月額25万円以内。
平成29年4月1日から
施行。

(全員賛成で可決)

住宅ローン控除制度の
適用期限延長

改正法律の施行に伴い、税条例等を改正しました。これにより個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長、法人村民税の税率引き下げ、軽自動車税の環境性能割の導入等について定められました。

質疑

問 この条例改正は住民
にとって負担増になる
のか減になるのか。

答 軽自動車税の環境性能割の導入は自動車取得税が廃止になる代わりなので、住民にとって負担増になることはない。

(全員賛成で可決)



児童館

児童館の設置根拠を
条例に明文化

児童館が地方自治法の規定に基づく公共施設であるほか、児童福祉法に基づく児童厚生施設であることをすこやかセンターの設置及び管理に関する条例に明文化することで、児童の福祉をこれまで以上に明確に保障します。

公布の日から施行。

(全員賛成で可決)

合計所得金額から
特別控除額を控除

介護保険料の所得を測る指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地収用等で翌年の所得指標が高くなる介護保険料が高額になる場合があります。

このような問題を解決するため、介護保険料の算定に係る所得指標が見直されました。

(全員賛成で可決)

服岡児童遊園
廃止

服岡児童遊園の場所に(仮称)服岡地区津波一時避難所を建設予定のため、児童厚生施設設置条例を廃止します。

平成29年6月1日から
施行。

(全員賛成で可決)

条文整理

数十年に及ぶ改正の中で条例文の例と表現方法が異なる場合には、改正条例を作成する際に時間を要するようになっていたため、条文の整理を行いました。

関係条例

● 飛島村職員の給与に関する条例

● 飛島村税条例

質疑

問 この改正によって住
民負担の増大になると
いうことはないか。

答 条文整理ですので、住民にとって負担になることはない。
● 飛島村国民健康保険税
条例
公布の日から施行。

(全員賛成で可決)



服岡児童遊園

契約

防災センター建設工事(車庫・発電設備等)を契約

工事場所

飛島村役場

契約の金額

2億5704万円

契約の相手

株式会社渡辺工務店

契約の方法

一般競争入札

(全員賛成で可決)



車庫

指定管理者を指定

産業会館と渚コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が終了するため、引き続き指定をします。

指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

産業会館

飛島村商工会

渚コミュニティセンター

渚地区公民館運営委員会

(全員賛成で可決)



渚コミュニティセンター

交通事故の損害賠償額決定

村職員の公務中の事故による、相手方への損害賠償額が決定し村長が専決処分したものを、承認しました。

①6万9172円

・・・3月15日専決

なお、当該賠償金は保険会社から支払われます。

質疑

問 再度確認するが、こういう事故があった場合、村から支出することはないと理解しているが、それでいいか。

答 保険会社からすべて支払われます。

(全員賛成で承認)

人事案件



人権擁護委員に

高橋弘枝さん

(中用)

任期満了に伴い、引き続き候補者として推薦するため、議会に意見が求められました。これに対し議会は適任としました。

一部事務組合議会議員

3月31日の任期満了に伴い、指名推選をもって選任されました。

海部地区水防事務組合の議会議員に

◆伊藤 秀樹 議員

◆青木 慎弥 さん

(村長推薦)

海部地区急病診療所組合の議会議員に

◆小川 政徳 議員

海部南部広域事務組合の議会議員に

◆上田 光彦 議員

請願を不採択

「共謀罪」創設に対する貴議会の意見書を採択し政府に送付を要求する請願書

紹介議員 橋本 渉

討論

反対：伊藤 秀樹議員

この請願は解釈が偏っており、内容についても現在議論されているものと異なるところがあり不明確な部分があると考えるので反対する。

賛成：鈴木 義男議員

共謀罪の創設は個人の意思・思想など、自由を脅かすことに通じ、憲法で保障された基本的人権に対する脅威となるものです。テロ防止においては、国際条約の締結国内法で整備されており、テロ対策は現行法で十分対応できると考え賛成する。

(賛成3反対6で不採択)